



住民による**高齢者の居場所づくり**、
生活支援活動を応援します！

2020（令和2）年度

介護予防に資する住民主体の活動促進助成



1 グループ・団体につき


A 申請	助成金による助成
B 申請	感染症対策用衛生用品 物品提供による助成

※今年度は2タイプから選択可能



助成金
上限

2 万円



※助成予算50万円（新規立
ち上げ団体優先）、上限になり
次第締め切ります。

助成受付期間

2020（令和2）年

2021（令和3）年

9月1日（月）～2月10日（水）

介護予防に資する住民主体の活動助成とは？

地域の住民主体のまちづくりを進めるために地域の福祉課題の解決に取り組んでいるボランティアグループや団体、NPO団体（NPO法人含む）が、高齢者の介護予防をめざし取り組む事業を助成により応援します。

相談・申請・問い合わせ先

社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンター

東京都中野区中野 5-68-7 スマイルなかの3F

電話 03-5380-0254 Fax 03-5380-6027 メール vc@nakanoshakyo.com

http://www.nakanoshakyo.com ※日曜、祝日、第3月曜日は休み

2020（令和2）年度 介護予防に資する住民主体の活動促進助成のご案内

1. 助成の主旨

この助成金は、地域の住民主体のまちづくりを進めるために、地域の福祉課題の解決に取り組んでいるボランティアグループや団体、NPO団体（NPO法人含む）が、高齢者の介護予防をめざし取り組む事業の経費の一部を助成します。中野区の介護予防事業が原資になります。

2. 助成内容等

(1) 助成額

1グループ・団体につき、①2万円②2万円相当が限度額です。

※助成予算50万円（新規立ち上げ団体優先）、上限になり次第締め切ります。

(2) 助成対象

①区内に在住する高齢者の、自立した在宅生活を直接支援する生活支援の事業を行うボランティアグループ・団体

ア、訪問型一主に居宅等での家事援助などを行うため、相談活動及び生活支援サービス活動等を運営すること

イ、通所型一歌や体操等、健康・いきがいに資する自主活動を含む通いの場を、月1回以上を運営すること

②区内に在住する高齢者の居場所づくりを月1回以上行うグループ・団体

(3) 助成条件

①区民が自主的に組織する非営利のグループ・団体であること。

②中野区民3名以上で構成される名簿があり、代表者が中野区民であること。

③活動開始から1か月以上の実績があること。（準備期間を含む）

④主たる活動場所在区内にあること。

⑤新規参加者を受け入れることができること。

⑥自己資金を有すること。

※その他、介護予防に資する住民主体の活動助成要綱に基づきます。

(4) 助成対象期間

2020（令和2）年4月～2021（令和3）年3月

3. 申請手続き

(1) 申請受付

9月～翌年2月まで随時受け付けます。

(2) 受付窓口

中野区社会福祉協議会の地域担当職員が、窓口で申請を受け付けます。

予約制です。担当が不在の場合もあるので、事前に、必ず電話で予約のうえ来所をお願いします。

(3) 申請受付期間及び時間

2020（令和2）年9月1日（月）
～2021（令和3）年2月10日（水）

10:00～16:30 ※祝日・第3月曜日休み

(4) 申請書類

- ①活動助成金申請書
- ②年間事業予定表か事業PRチラシ
- ③会員名簿

4. 助成決定・交付までの流れ

- ①電話で相談を受けて、助成要綱の案内を説明します。
- ②訪問あるいは来所のいずれかの面談で、助成要綱の説明及び申請書の配布・受付を行います。
- ③申請書類の受取後、事務局が団体の活動を訪問等により聴取（ヒアリング）をします。（申請から2週間以内）
- ④中野区社会福祉協議会の会長が決定をします。（審査月は9、11、2月）

【④申請】

- ⑤助成決定通知書と請求書（振込口座含む）を送ります。
- ⑥請求書の提出を受けて、指定の口座に振り込みます。（請求書提出月の翌月20日）

*助成金は、「団体名義の口座」か「代表者名義の口座」に振り込みます。現金ではお渡しできません。口座が必要になりますので、必ずご準備ください。

【⑥申請】

- ⑤助成決定通知書を送ります。
- ⑥物品のお渡しをします。（来所での受け取り）

5. 報告

助成を受けた団体は、所定の報告書（決算）を事業実施年度末までに、事務局に報告していただきます。また、報告書（決算）には、助成金を使用した経費の領収書の写しと、事業内容のわかる印刷物・写真などを添付します。

6. 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合があります。

- (1)申請内容に虚偽があると判明したとき
- (2)実施報告書等が所定期限内に提出されないとき
- (3)助成金を対象活動または対象経費以外に利用したとき
- (4)助成活動を中止、または所定期間内に完了できなかったとき 等

《問合せ先》

社会福祉法人 中野区社会福祉協議会
地域活動推進課 中野ボランティアセンター
中野区中野5-68-7 スマイルなかの3階
電話 03-5380-0254（午前9時～午後5時）
FAX 03-5380-6027

メール vc@nakanoshakyo.com

※ 日曜・祝日・第3月曜はお休みです